

# 再任用・再雇用職員・非常勤教員部ニュース

NO. 304

2017. 11. 8.

東京都公立学校教職員組合（東京教組）

再任用・再雇用職員・非常勤教員部

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F

TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

## 「9条を守る闘い」は、ここからが正念場

### 若い人たちに「平和と民主主義」を語ろう！

再任用・再雇用・非常勤職員部長 林 健

総選挙が終わりました。安倍首相による究極の「自分ファースト解散」でしたが、都議選の風が再び吹くかと思われた「希望の党」は、準備不足と小池代表による「排除」発言で失速し、前原民進党元代表による「野党共闘分断」策により、野党が分裂したために、自民・公明の与党が300議席を上回る議席を獲得してしまいました。

しかし、一時は国会から「リベラル勢力」が根絶やしにされかねなかった状況から「立憲民主党」が立ち上がり、最終的に54議席を獲得したことは、今後の闘いに「望み」をつなぐものです。東京では民主党元代表海江田万里さんが返り咲きを果たしたのをはじめ、区割りを変更された7区の長妻さん、6区の落合さん、18区の菅さんの4人が、小選挙区での当選を果たしました。都議選と違い、「連合東京」が立憲民主党支援に踏み切ったことも大きいと考えられます。

とはいえ、「9条に自衛隊を明記する」改憲を狙う与党と、その補完的勢力が国会で圧倒的な議席を確保していることを直視しなくてはなりません。世論調査では、若年層になるほど自民党の支持率が高いと言われています。新自由主義の経済政策・自己責任論により、一番苦しい立場にあるはずの「若者」たちが、安倍を支持するのはなぜなのでしょう。私たちは、今こそ職場の若者と語る必要があると思います。彼らの思いや悩みを聞くとともに、子どものこと、教育のこと、平和や民主主義について語ろうではありませんか。

「先生、五日市憲法についての資料をお持ちではないですか？」これは、職場の6年生担任がかけてきた言葉です。こんな時代だからこそ、世の中の動きに興味を持っている若者は少なくないはず。「昔は良かった」などと、思い出を語るのではなく、同時代を共に生きる同行者として、話をしていきましょう。

## 秋季確定闘争における高齢雇用職員の課題

先月6日に出された東京都人事委員会の不当勧告を受け、都側は都労連との専門委員会交渉・小委員会交渉において、「昇給制度の見直しについて(案)」「扶養手当における認定要件の見直し(案)」「フレックスタイム制の導入について(案)」「一般非常勤職員制度の見直しについて(案)」の4点の提案を行いました。

今回の提案で、私たち再任用・再雇用・非常勤教員部にかかわるものは、「扶養手当の認定要件の見直し」と「一般職非常勤職員制度の見直し」です。

「扶養手当の認定要件の見直し」は昨年の秋闘で提案されたものの決着が先送りされていたものです。扶養手当の認定要件である収入限度について現行140万円を130万円に引き下げる提案が今回もなされました。もし限度額が130万円に引き下げられると、調整ができない収入がある家族を扶養に入れている場合に不利益がでます。この「調整ができない収入」とは、例えば「年金収入」です。不利になるからといって、年金を減額することはできないのです。都労連の資料では、介護を必要とする両親の年金が130万円を上回っている場合、介護費用を負担している当該職員に対して10万円もの年収減を強いることになるという試算をしています。こうした職員が出る可能性のある収入限度額の引き下げに断固反対していかなくてはなりません。

「一般職非常勤職員制度の見直し」については、地公法などの改正による2020年の「会計年度職員制度」の創設に向けて、現行法で対応可能な範囲での特別職から一般職への切り替えが順次進んでいきそうです。つまりほとんどの職をこの「会計年度職員」として、来るべき2020年にはほとんどの非常勤職員が一元管理されるということになりそうです。

今回は、これまで1年を通じて概ね月16日かつ1日7時間45分勤務のものが「一般職」とされていたものを、常勤の1/2の日数・時間を勤務するものも一般職として認めることとなります。これにより年休・慶弔休暇などが常勤職員に準ずる形で新たに規定されますが、一方で地公法適用職員となり守秘義務などの新たな責任を負うことにもなります。ただし、学校現場では、既に2015年度から「非常勤教員」が「特別職」から「一般職」に変更となっており、今回の提案の直接的な影響はないと考えられます。

一方、高齢雇用者の処遇改善について都側は、「都においては、雇用と年金の接続」の考え方を踏まえ、平成26年度より、再任用制度についてフルタイム勤務を基本とし、職員の個別の事情により必要があると認める場合には、短時間勤務も可能とする制度へと見直しを図っています。その結果、現在ではフルタイム勤務による任用が着実に進んでおり、平成25年と比較して、フルタイムの割合が2倍以上に増加しています。今後も、国の動向を注視しつつ、引き続き、定年前と同様の本格的

な職務への任用を進め、高齢層職員が持つ知識・経験、ノウハウを一層活用すべく、適切な制度運用を図っていく必要があると考えています」と述べたにとどまり、具体的な処遇改善や定年延長については言及しませんでした。

定期昇給等のない私たちですが、「昇給制度の見直し」=昇給減の拡大や、3号以下昇給の「付与率」の適用範囲拡大は、職場を破壊するものです。現職とともに、確定闘争を戦い抜きましょう。

## 満 65 歳を迎える方、年金手続は順調ですか？

顧問 森谷 憲光（大田）

### 《① 誕生月の5か月前（偶数月生まれの人は6か月前）》

**老齢厚生年金決定請求書が公立学校共済組合本部から送られてきます**

この請求書に必要な事項を記入し、指定された期日までに公立学校共済組合本部（以下共済組合本部）に送付しましょう。満65歳からは、「特別支給の厚生年金」に代わり「老齢厚生年金」が支給されることとなります。満65歳から「老齢厚生年金」を受給するか、それとも繰り下げ受給をするかの選択確認です。この請求書の提出を怠ると、誕生月以降の老齢厚生年金の支給がストップしてしまいます。もしも、手続を怠っていた場合は、速やかに共済組合本部に電話で相談しましょう。停止した月まで遡って支給されます。

### 《② 誕生月の3か月前（偶数月生まれの人は4か月前）》

**老齢基礎年金の請求に関する書類が日本年金機構から送られてきます**

「老齢基礎年金」は国民年金に相当するものです。日本年金機構から請求書類が送られてきますので、請求書類に必要な事項を漏れなく記入し、提出を求められた添付書類をそろえて、近くの年金事務所で手続きをすることとなります。老齢基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

### 《③ 誕生月当月（偶数生まれの人は1か月前）》

**加給年金対象者調査票が共済組合本部から送られてきます**

**加給年金** この手続は、厚生年金(共済年金)に20年以上加入していた方が対象です。「加給年金は」、配偶者の満65歳の年度末まで、子どもの満18歳の年度末まで老齢厚生年金に加算して支給されるものです。但し、配偶者が20年以上厚生年金(共済年金)に加入していた場合は、支給されません。また配偶者の年収が850万円以

上の場合も支給対象外となります。

この調査票も、必要事項を記入し、定められた期日までに、共済組合本部に送付しましょう。その後、共済組合本部から必要な添付書類の提出を求める通知が届きます。加給年金の支給額は、満 65 歳未満の配偶者がいる場合は年額 389,800 円、満 18 歳未満の子がいる場合は、2 人目まで 1 人につき年額 224,300 円、3 人目から 1 人につき年額 74,800 円が支給されます。障害を持つ子がいる場合は、満 20 歳の年度末まで同額が支給されます。

**振替加算** 配偶者が満 65 歳になると加給年金は支給されませんが、配偶者本人の老齢基礎年金に「振替加算」として一定額が加算されます。配偶者の生まれた年度によって振替加算額が徐々に少なくなっていき、1966 年 4 月 2 日以降に生まれた配偶者には振替加算がありません。加給年金の場合と同様、厚生年金(共済年金)に 20 年以上加入していなければ、配偶者の老齢基礎年金への振替加算がありません。また、配偶者本人が老齢基礎年金の受給権がなければ、振替加算はされません。振替加算の場合も、請求手続が必要です。

### 【日本年金機構と共済組合の封書に必ず目を通し、

### 必要な手続は締め切り日前に完了しましょう】

満 65 歳を迎えられる方々が年金手続で失敗しないために、日本年金機構と共済組合本部から送られてくる封書に必ず目を通し、必要な手続を遅滞なく行うことがだいじです。たとえ年金の受給権者であっても、「請求手続を怠ると支給されない」ことを肝に銘じましょう。

年金手続等でよくわからないことがあったら、迷わずに共済組合本部に問い合わせるようにしましょう。

**公立学校共済組合本部 年金担当 ☎03-5259-1122**

**問い合わせには必ず、自分の年金証書番号を忘れずに！**

## アンケート ご協力ありがとうございました

再任用・再雇用職員部アンケートに御協力いただきありがとうございました。皆さんの貴重なご意見を反映させ、今後の活動に活かして行きたいと思っております。【現在まで東京教組に到着分を記載しました。まだの支部は大至急お送り下さい】

## 2017年度アンケートに寄せられた みなさんの声

### 【2】今年度の採用についての不都合な点

- ・職務内容についてのプリントを配布され、サインしたが、それ以外の仕事が増え続けていく。例…2年生の給食指導、特別活動の行事

### 【5】—⑦非常勤教員の副校長の補佐業務について

- ・保健室当番
- ・印刷、プリント配布。校外学習の引率（近場）

### 【10】—①苦勞している業務について

- ・プール指導に出なければいけない。外部指導員を確保せず、空き時間の教員が補教として出ている。
- ・定年後も引き続き同じ職場のため「何でも屋」になってしまっている（中学校・再任用フル2年）
- ・今年度周年行事があるため、分科会に入れられたが、勤務日ではない日や夏季休業中作業があった。入る必要があったか疑問に思う（小学校・非常勤3年目）
- ・家庭科専科は現職時代ほとんど経験がない。準備が大変である。初任者1～3年の授業に入っているが指導する立場でない。気が付いたことはアドバイスするが、それがよいのかどうか分からない。また、新採の人はあまり聴いていないようだし（小学校・非常勤教員3年目）

### 【13】夏季休業日の出勤日、および勤務時間について

- ・勤務6日と6時間。夏休3日、年休5日4時間30分（非常勤教員）
- ・夏休5日 年休10日のほか出勤 8:15～16:45（再任用フルタイム）
- ・今年度は、出勤日を設定したが夏休と年休を充当した。
- ・8月中は夏休3日。30、31日出勤。他は年休（小学校・非常勤3年目）
- ・1日は周年分科会作業日に出勤。他は年休を取った（小学校・非常勤3年目）
- ・給料が少ない分、せめて夏休を増やしてほしい（中学校・再任用フル2年目）

### 【22】ニュースやハンドブックへの意見

- ・ハンドブック 学習教科指導の小学校持ち時数について、きっちり示してほしい。介護休暇取得の仕方について、「診断書がないと取れない」と言われた人もいる。
- ・再任用から非常勤にまわされたり、再任用不可となった場合の対処法。校長による勤務評定のみで雇用形態が左右されること、校長に「次年度の人事構想にない」と言われた場合の対処法。

## 都教委への「制度の改善に向けて」

- ・給与をあげてほしい。
- ・給料・ボーナスが少ない（小学校・再任用フル1年目）
- ・非常勤にもボーナスを！（小学校・非常勤4年目）
- ・非常勤教員にもボーナスを支給するべきです。再任用短時間の人とほぼ勤務日数は変わりません(小学校・非常勤3年目)
- ・ボーナスが支給されるべきだ。
- ・授業以外にも補教をしていることが多く、1日の中で空き時間がないほど。（不応）児童への対応をしていることが多い。（持ち時数11。技能教科8）
- ・三楽病院は遠すぎて、実際には利用が難しい。（多摩・八王子）
- ・給料に見合った仕事量にしてほしい（中学校・再任用フル2年目）

## これからの予定

	12月 6日(水)	第9回	常任委員会	16:00	東京教組会議室
2018年	1月10日(水)	第10回	常任委員会	16:00	東京教組会議室
	20日(土)		青年部学習会	14:00	東京教組会議室
	2月7日(水)	第11回	常任委員会	16:00	東京教組会議室
	3月7日(水)	第12回	常任委員会	16:00	東京教組会議室

## 非常勤教員のつづやき

「安倍9条改憲 NO!3000万人署名」を隣の席の専科教員に「署名していただけませんか？」と声をかけてみた。40代の女性音楽専科の人。「よくわからないので…」との返事。そこで、母たちが語っていた昭和20年前の世情を話してみると、全く興味もなさそうで、忙しそうに仕事を始める。

私たちが当たり前前に聞いていた「悲惨な空襲での話」や「教育されることの恐ろしさ」などが本当に理解してもらえなくなっている気がした。「9条に自衛隊を書き加える」という"タクラミ"の意味をしっかりと伝えていかないと、理解が難しい世代が職員室には思った以上に増えているのだろう。忙しさ・会話のなさが、一層、それに拍車をかけている気がする。